

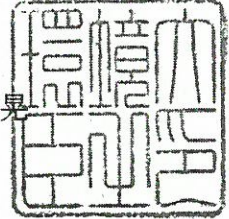
大



環廃対発第 1408014 号
平成 26 年 8 月 1 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

環境大臣 石原 伸晃



放射性物質汚染対処特措法の改正及び同法に基づく基本方針の見直しについて（回答）

平成 26 年 7 月 29 日付け循社第 650 号で照会のありました標記について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 放射性物質汚染対処特措法の改正と同法に基づく基本方針の見直しについて、国としての見解はいかがか。

（回答）

指定廃棄物の処理については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号）に基づき、国が責任をもって着実に施策を進めることが重要と考えている。したがって、同法第 7 条に基づく「事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針」（平成 23 年 11 月 11 日閣議決定。以下「基本方針」という。）について、指定廃棄物の処理に関し、現時点において、具体的な見直しは考えていない。

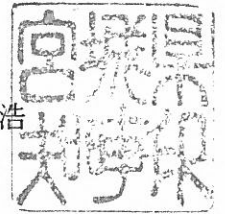
2. 指定廃棄物の処理について、県外処理が可能となるよう方針を見直す予定があるか、国としての見解はいかがか。

（回答）

基本方針において定めた、「指定廃棄物の処理は、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うものとする。」との考え方を見直す予定はない。

環境大臣 石原伸晃 殿

宮城県知事 村井嘉浩



放射性物質汚染対処特措法の改正及び同法に基づく基本方針の見直しについて
(照会)

指定廃棄物の処理については、平成26年7月25日(金)に開催された第6回指定廃棄物処理促進市町村長会議において、石原環境大臣から詳細調査の受け入れについて、県内35市町村の意見の取りまとめの要請を受けたところであり、当県ではその要請を受け、平成26年8月4日に県主催の指定廃棄物処分場に係る市町村長会議を開催する予定としております。

指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法の基本方針(平成23年11月11日閣議決定)により、処理は当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うものとされておりますが、7月25日開催の会議において、放射性物質汚染対処特措法(平成23年8月30日公布)については、「施行後3年を経過した場合において、施行の状況について検討を加えること」とされていることから、宮城県内で発生した指定廃棄物について、宮城県外での処理を可能とするよう基本方針と合わせて見直しをすべきではないか、との意見が出され、次の8月4日の会議においても、市町村長から同様の意見が出されることが想定される場所です。

つきましては、下記の点について、改めて貴省の見解を確認させて頂きたく、御多忙中のところ誠に恐縮ですが、平成26年8月1日(金)までに御回答願います。

記

- 1 放射性物質汚染対処特措法の改正と同法に基づく基本方針の見直しについて、国としての見解はいかがか。
- 2 指定廃棄物の処理について、県外処理が可能となるよう方針を見直す予定があるか、国としての見解はいかがか。

担当：環境生活部循環型社会推進課
廃棄物指導班 菊地，高橋
電話：022-211-2463
FAX：022-211-2390
E-mail：jumkanh@pref.miyagi.jp